

発議第7号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和4年10月19日 提出

松阪市議会議長 山本 芳 敬

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派 遣 日	派 遣 場 所	派 遣 議 員
11月12日(土)	飯南コミュニティセンター	環境福祉委員会(7人) 沖和哉議員、松本一孝議員、奥出かよ子議員、橘大介議員、殿村峰代議員、米倉芳周議員、海住恒幸議員
11月15日(火)	小野江公民館	建設水道委員会(7人) 松岡恒雄議員、坂口秀夫議員、小川朋子議員、楠谷さゆり議員、野呂一男議員、濱口高志議員、中島清晴議員
11月17日(木)	鎌中地域交流センター	文教経済委員会(7人) 中村誠議員、西口真理議員、森遥香議員、小野建二議員、吉川篤博議員、市野幸男議員、深田龍議員
11月18日(金)	松阪公民館	総務企画委員会(7人) 久松倫生議員、田中正浩議員、野呂一平議員、東村佳子議員、赤塚かおり議員、堀端脩議員、山本芳敬議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため